

# 収入減少影響緩和対策の交付申請をされた方へ

収入減少影響緩和交付金の交付決定時にお渡しする3通の通知書の内容を説明します。

## ① 交付決定額と積立金返納額のお知らせ

交付申請書に記載いただいた生産実績数量に基づき計算した「①交付金額」、また、積立金について「②交付金の交付に伴う返納額」、「③積立金の確定に伴う返納額」を以下の様式でお知らせします。（計算過程は次ページ以降の様式でお知らせします。）

### 交付決定額及び積立金返納額通知書（別紙様式第13号）

年産

番 年 月 号 日

殿

農 林 水 産 大 臣 印

#### 「収入減少影響緩和交付金」における交付決定額及び積立金返納額通知書

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第2項及び同法施行規則（平成18年農林水産省令第59号）第15条の規定に基づき、下記のとおり収入減少影響緩和交付金を交付することを決定したので通知するほか、積立金の返納額を併せて通知します。

記

- |                   |   |                      |
|-------------------|---|----------------------|
| 1. 交付金額 (①)       | 円 | _____                |
| 2. 積立金の返納額        |   |                      |
| 交付金の交付に伴う返納額 (②)  | 円 | _____                |
| 積立金の確定に伴う返納額 (③)  | 円 | _____                |
| 3. 収入減少補てん額 (①+②) | 円 | <input type="text"/> |
| 4. 振込合計金額 (①+②+③) | 円 | <input type="text"/> |

(備考)

収入減少影響緩和交付金は、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの5品目について、その年の収入額が標準的な収入額を下回った場合に、その減収額の9割について、生産者と国による拠出の範囲内で行う補てんのうち、国からの交付金です。また、積立金の返納額は、積立金管理者からの返納金です。（詳細は、別紙1及び2をご確認ください。）。

対策加入者管理コード:

補てん金額の4分の3を国から交付(①)し、4分の1を積立金から払い戻し(②)します。(その年の収入額が標準的収入額を上回っているときは「0円」となります。)

生産実績数量を基に積立金額を再計算し、生産予定面積に基づいて昨年7月に積み立てた額の方が大きかった場合、その分を払い戻しします。

国からの交付金は国庫から、積立金の返納は積立金管理者である北海道担い手育成総合支援協議会から別々に振込まれます。（振込日が異なる場合があります。）

国 庫

交付金の交付①

申請者

積立金管理者

(北海道担い手育成総合支援協議会)

積立金の返納②、③



# ③ 積立金の計算過程について

## 積立金計算書 (別紙様式第15号(別紙2))

### 収入減少影響緩和交付金における積立金計算書

平成20年度

対策加入者管理コード:

氏名:

対象農産物 (地域等区分)	単位面積当たり標準的収入額 ①=別紙1の④ 円/10a	積立基準収入額		標準的収入額		前年度からの繰越積立残額 ⑧
		生産予定面積 ② m <sup>2</sup>	③=①×② 円	生産面積 ④=別紙1の③ m <sup>2</sup>	⑤=①×④ 円	
交付申請書に記載した内容	国の告示による額	当初、積立金の積立申出書に記載した生産予定面積	生産予定面積に 基づき算定した 収入額(積立金 額の算定の基準 となった収入 額)	交付申請書に記載した生産実績数量から 実績数量を換算した面積	生産実績数量 に基づき算定 した標準的な 収入額	19年度収入減少補てん 交付決定後の積立金残額
			⑥=③の合計		⑦=⑤の合計	当年積立額 ⑥×2.25% 又は ⑥×4.5%-⑧ (⑧≧⑥×4.5%:0) ⑨
						20年7月に納付した積立金額
						積立金(残高) ⑩=⑧+⑨

積立金の額(確定)⑩は、積立金(残高)⑩がア ⑥の2.25%以上4.5%未満の場合は、(⑧+⑦)×2.25%の額又は⑩のいずれか低い額イ ⑥の4.5%の場合は、⑦×4.5%の額又は⑩のいずれか低い額ウ ⑥の4.5%を超える場合は、(⑧-⑥×4.5%の額-⑦×4.5%の額)の額又は⑩のいずれか低い額

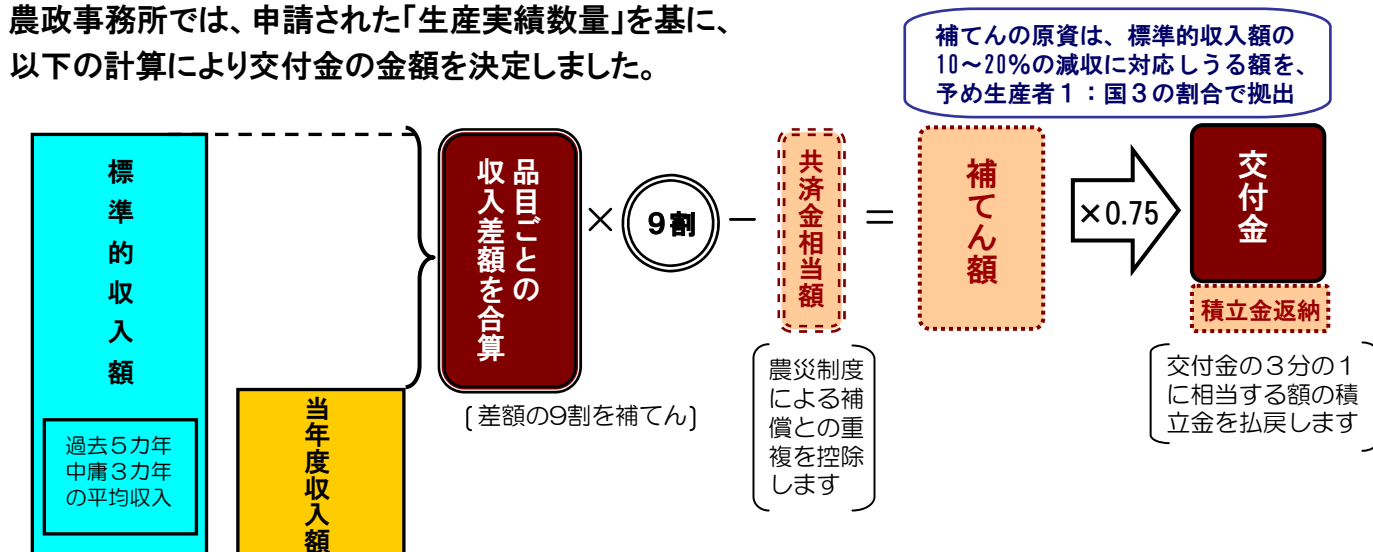
積立金の額(確定) ⑪	確定に伴う積立金返納額 ⑫=⑩-⑪ 円	交付金の交付に伴う積立金返納額 ⑬=別紙1の⑧÷3 円	積立金管理者からの積立金返納額 ⑭=⑫+⑬ 円	翌年度への繰越積立残額 ⑮=⑩-⑭ 円
	確定した積立金額(⑪)より多い額を積み立てていた場合、過剰分を返納	交付金の3分の1の額の積立金を返納	積立金管理者(北海道担い手育成総合支援協議会)から返納される合計金額	返納後の残額は21年度のために繰り越し

上記( )内の計算式により積立金を再計算なお、アは10%の減収に備えた金額を積み立てた方、イは20%の減収に備えた金額を積み立てた方、ウは既に20%の減収に備える積立金があったため積み増しをしなかった方の計算式計算結果の金額が、積立金(残高)⑩を超える場合は積立金(残高)が上限

## 【参 考】 収入減少影響緩和交付金の交付金算定の仕組み

収入減少影響緩和交付金については、20年産の「生産実績数量」を交付申請書に記載して、4月30日までに農政事務所へ申請していただきました。

農政事務所では、申請された「生産実績数量」を基に、以下の計算により交付金の金額を決定しました。



### 標準的収入額及び当年度収入額の算定（20年産の場合）

	標準的収入額	当年度収入額
価格 (①) 円/kg	北海道における15年産～19年産 落札数量上位3銘柄の平均入札価格	北海道における20年産 落札数量上位3銘柄の平均入札価格
単 収 (②) kg/10a	市町村ごと 15年産～19年産 統計部公表実単収	市町村ごと 20年産 統計部公表実単収
品目ごとの10a当り収入額 (①×②=③) 円/10a	市町村ごと 各年産の品目ごとの①×②の5中3平均	市町村ごと 品目ごとの①×②
生産面積 (④=生産実績数量÷単収) a	品目ごとの20年産面積 (生産実績数量÷統計部公表市町村ごと実単収) ※対象農業者は「生産実績数量」を申請します。	品目ごとの20年産面積 (生産実績数量÷統計部公表市町村ごと実単収) ※対象農業者は「生産実績数量」を申請します。
収入額 (③×④) 円	品目ごとの収入額を合計	品目ごとの収入額を合計

### 共済金相当額の算定

市町村別の標準単収と当年産の単収の差により農林水産省が以下の式により算定します。  
 なお、個々の農家に支払われる農業災害補償制度による共済金とは異なる場合があります。

$$\text{共済金相当額} = (\text{標準単収} \times \text{農災補償割合 (9割)} - \text{当年産の単収}) \times \text{数量当たりの価額} \times \text{生産面積}$$

問い合わせ先：北海道農政事務所農政推進課 TEL 011-642-5462（農政安心ダイヤル） FAX 011-642-5509  
 北海道農政事務所ホームページ：http://www.maff.go.jp/hokkaido/

このお知らせは、水田・畑作経営所得安定対策に加入されている方へ、個人で申請されている方には農政事務所から直接、JA、集荷業者等と申請事務の委託契約を結んでいる方にはJA、集荷業者等のご協力をいただいで配布しております。